

財政福祉委員会 説明資料

令和5年3月13日

健康福祉局

目 次

	頁
1 重層的支援体制整備事業で対応した世帯の状況	1
2 ひきこもり地域支援センターの実施状況の推移	2
3 ひきこもり地域支援センターの機能の比較	3
4 障害者差別相談の推移等	4
5 国民健康保険被保険者数、1人当たり平均保険料及び1人当たり医療費の推移	5
6 国民健康保険所得階層別世帯数及び1人当たり平均保険料の推移	6
7 国民健康保険1人当たり平均保険料に対する保険料軽減策の主な影響額	7
8 収入階層別の国民健康保険料の推移	8
9 国民健康保険一般会計繰入金の内訳と推移	10
10 敬老パスにおける新たな利用回数計算の対象となる乗継利用の考え方	11
11 介護人材確保に関する実態調査における上位5つの離職理由	12
12 定期予防接種健康被害救済事業の状況	13
13 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う国の対応方針	14
14 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う本市事業の見通し	15
15 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査の概要及び本市における変遷	16

1 重層的支援体制整備事業で対応した世帯の状況

(1) 世帯数・接触回数

区	分	実 績
世	帯 数	2 2 0 世帯
訪 問 ・ 電 話 等 に よ る 接 触 回 数		3, 5 0 6 回

注1：令和4年12月末現在

注2：試行実施の区（北区・西区・中村区・南区）の実績

(2) 世帯が抱える生活課題

(単位：件)

区	分	件 数
障 害 (疑 い を 含 む) 等		1 2 7
経 済 的 困 窮		1 1 8
ひ き こ も り 状 態 等		1 0 7
病 気 ・ け が		1 0 0
家 計 管 理 等 の 課 題		6 4
介 護 に 関 す る 課 題		3 7
対 人 関 係 が 苦 手		3 6
住 居 を 失 う 恐 れ		3 3
子 育 て に 関 す る 課 題		1 9
そ の 他		1 0 1
計		7 4 2

注1：令和4年12月末現在

注2：試行実施の区（北区・西区・中村区・南区）の実績

注3：複数の区分に該当する場合、それぞれに計上

2 ひきこもり地域支援センターの実施状況の推移

(1) 相談延件数

(単位：件)

区 分	3 年 度	4 年 度
面 接	6 7 9	6 4 6
電 話	8 0 8	7 3 0
訪 問	5 8	7 7
計	1, 5 4 5	1, 4 5 3

注：令和4年度は12月末現在

(2) 相談来所者と相談対象者との続柄

(単位：人)

区 分	3 年 度	4 年 度
本 人	2 4	2 7
父 母	1 3 2	1 1 7
兄 弟 姉 妹	1 0	4
そ の 他	9	1 4
計	1 7 5	1 6 2

注：令和4年度は12月末現在

(3) 相談対象者の年齢構成

(単位：人)

区 分	3 年 度	4 年 度
1 0 歳 代	2 0	2 0
2 0 歳 代	6 5	6 2
3 0 歳 代	4 3	4 0
4 0 歳 代	3 3	2 6
5 0 歳代以上	1 4	1 4
計	1 7 5	1 6 2

注1：令和4年度は12月末現在

注2：年齢は面接相談来所時の年齢

(4) 他の相談支援機関等との連携状況

(単位：件)

区 分	3 年 度	4 年 度
保 健 セ ン タ ー	37	25
若者自立支援ステップアップ事業	26	7
子ども・若者総合相談センター	24	28
医 療 機 関	23	18
なごや若者サポートステーション	22	6
仕事・暮らし自立サポートセンター	21	15
ひきこもり支援に関する民間団体	21	35
障害者基幹相談支援センター	16	15
区 役 所	15	7
い き い き 支 援 セ ン タ ー	9	6
区 社 会 福 祉 協 議 会	4	0
包 括 的 相 談 支 援 チ ー ム	3	12
ハ ロ ー ワ ー ク	3	11
そ の 他	6	18
計	230	203

注：令和4年度は12月末現在

3 ひきこもり地域支援センターの機能の比較

区 分	新 設 の セ ン タ ー	既 存 の セ ン タ ー
主 な 機 能	・電話、面接、訪問等による相談 ・関係機関等との連携支援 ・アウトリーチ支援の強化 ・SNSによる相談 ・本人への居場所の提供	・電話、面接、訪問等による相談 ・関係機関等との連携支援 ・家族のつどい、家族教室 ・普及啓発（講演会等） ・人材育成（セミナー、研修等）

4 障害者差別相談の推移等

(1) 相談受付件数

(単位：件)

区 分	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
差 別 相 談	48 (807)	29 (421)	28 (395)	10 (146)
そ の 他 相 談	225 (622)	171 (402)	203 (448)	122 (272)
計	273 (1,429)	200 (823)	231 (843)	132 (418)

注1：令和4年度は9月末現在

注2：（ ）内は相談対応延べ件数

(2) 差別相談の内訳

(単位：件)

区 分	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
不当な差別的取扱い	23	15	11	5
合理的配慮の不提供	15	9	16	3
雇 用 関 係	10	5	1	2
計	48	29	28	10

注：令和4年度は9月末現在

(3) 障害者差別相談センターの職員体制

(単位：人)

区 分	4 年 度
責 任 者	1
相 談 員	5
事 務 補 助 員	1
計	7

注：令和4年度に相談員を1人増員

5 国民健康保険被保険者数、1人当たり平均保険料及び
1人当たり医療費の推移

区 分	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
被保険者数	461,600人	444,600人	435,500人	425,100人	412,200人
保 険 料	94,656円	91,484円	88,595円	91,356円	101,822円
医 療 費	345,951円	357,048円	362,038円	370,499円	393,002円

注1：各年度ともに予算における見込

注2：保険料は介護分を除く。

6 国民健康保険所得階層別世帯数及び1人当たり平均保険料の推移

(1) 所得階層別世帯数

(単位：世帯)

区 分	世 帯 数
均 等 割 世 帯	140,130
中 間 所 得 世 帯	148,303
賦課限度額を超える世帯	6,325
計	294,758

注：令和4年12月末現在

(2) 1人当たり平均保険料の推移

(単位：円)

区 分	4 年 度	5 年 度
医療分・後期高齢者支援金分	91,356	101,822
医療分	69,310	76,409
後期高齢者支援金分	22,046	25,413
介護分	28,229	27,076

7 国民健康保険1人当たり平均保険料に対する保険料軽減策の
主な影響額

(単位：円)

区 分		影 響 額
軽 減 策 適 用 前		114,240
	均 等 割 5 % 引 き 下 げ	△2,196
	年 度 間 調 整	△3,277
	滞納繰越分保険料収入の充当	△1,099
	法定減額基準の引き上げ等	△714
	保 険 者 支 援 制 度 の 拡 充	△5,132
軽 減 策 適 用 後		101,822

注：令和5年度予算における影響額（介護分を除く。）

8 収入階層別の国民健康保険料の推移

(1) 単身世帯（70歳、年金収入）

区 分	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
万円	円	円	円	円	円
168	31,240	32,920	33,160	33,400	33,630
	—	1,680	240	240	230
220	109,680	121,310	122,190	123,080	123,900
	—	11,630	880	890	820
300	198,830	224,850	226,530	228,200	229,730
	—	26,020	1,680	1,670	1,530

注1：下段は前年度からの増減額

注2：令和6年度以降は推計

(2) 4人世帯（35歳夫婦と就学児2人、給与収入）

区 分	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
万円	円	円	円	円	円
98	66,430	64,600	65,030	65,450	65,880
	—	△1,830	430	420	430
200	110,720	113,010	113,720	114,420	115,130
	—	2,290	710	700	710
368	282,950	306,810	308,920	311,030	313,020
	—	23,860	2,110	2,110	1,990
400	352,230	391,840	394,460	397,080	399,570
	—	39,610	2,620	2,620	2,490
800	678,210	765,250	770,880	776,500	781,660
	—	87,040	5,630	5,620	5,160

注1：世帯主は給与収入のみ、世帯主以外は所得なしとして試算

注2：下段は前年度からの増減額

注3：令和6年度以降は推計

(3) 3人世帯(35歳ひとり親と就学児2人、給与収入)

区 分	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
万円	円	円	円	円	円
98	49,820 —	48,450 △1,370	48,770 320	49,090 320	49,410 320
195	83,040 —	84,760 1,720	85,290 530	85,820 530	86,350 530
295	132,860 —	139,210 6,350	140,060 850	140,910 850	141,760 850
400	239,280 —	265,370 26,090	267,110 1,740	268,840 1,730	270,500 1,660
800	565,270 —	638,780 73,510	643,520 4,740	648,260 4,740	652,600 4,340

注1：下段は前年度からの増減額

注2：令和6年度以降は推計

9 国民健康保険一般会計繰入金の内訳と推移

(単位：千円)

区 分		4 年 度	5 年 度
一般会計繰入金		22,886,580	25,189,055
	法定分繰入	17,187,816	18,759,340
	保険料軽減分	7,595,481	8,143,819
	保険者支援分	4,145,949	4,641,807
	未就学児均等割保険料繰入金	188,515	192,423
	職員給与費等	4,509,818	4,978,304
	出産育児一時金	476,000	526,667
	財政安定化支援事業	272,053	276,320
	法定外繰入	5,698,764	6,429,715
	決算補填等目的	1,505,889	1,325,495
	その他不足分補填	61,993	77,554
	保険料未収分の補填	938,326	877,509
	非自発的失業者の保険料軽減	484,883	349,406
	事務費等	20,358	20,333
	結核医療付加金	329	693
	決算補填等以外の目的	4,192,875	5,104,220
	均等割の引き下げ	713,688	1,266,683
	条例減免	858,422	806,875
	地方単独事業の医療費波及増	1,045,970	1,082,990
	保険料の年度間調整等	1,574,795	1,947,672

10 敬老パスにおける新たな利用回数計算の対象となる乗継利用
の考え方

区 分		適用
事例 1	市バス乗車 乗り継ぎ (90分以内) 市バス乗車	○
事例 2	市バス乗車 乗り継ぎ (90分以内) 地下鉄駅入場	○
事例 3	地下鉄駅入場 乗り継ぎ (90分以内) 市バス乗車	○
事例 4	地下鉄駅入場 乗り継ぎ (90分以内) 地下鉄駅入場	—
事例 5	その他の 対象交通 乗り継ぎ (90分以内) 地下鉄駅入場 市バス乗車	—
事例 6	① 地下鉄駅入場 市バス乗車 乗り継ぎ (①～②までを90分以内) その他の 対象交通 乗り継ぎ (①～②までを90分以内) ② 市バス乗車	○
事例 7	① 市バス乗車 乗り継ぎ (①～②までを90分以内) その他の 対象交通 乗り継ぎ (①～②までを90分以内) ② 地下鉄駅入場 市バス乗車	○

注1：市バスのうち、基幹バス新出来町線については降車を基準とする。

注2：「その他の対象交通」は、あおなみ線、ゆとりーとライン、名鉄、J R 東海、近鉄、名鉄バス及び三重交通バス

11 介護人材確保に関する実態調査における上位5つの離職理由

区 分	回 答 数	割 合
	件	%
体 調 不 良 ・ 病 気	4 5 2	3 4 . 8
職 場 の 人 間 関 係	4 0 6	3 1 . 3
給 与 水 準 が 希 望 に 満 た な い	3 3 5	2 5 . 8
転 職	3 1 6	2 4 . 3
定 年	1 4 7	1 1 . 3

注1：調査は、令和4年7～8月に市内介護事業所を対象に実施

注2：割合は、回答事業所1, 298か所に占める回答数の割合

注3：複数回答を認めているため、割合の合計は100%にならない。

12 定期予防接種健康被害救済事業の状況

(1) ワクチン別医療費等給付対象者件数

(単位：件)

区 分	給 付 対 象 者 件 数
種 痘	5
B C G	4
ポ リ オ	4
麻 し ん	3
ジ フ テ リ ア ・ 百 日 咳	2
3 種 混 合	2
4 種 混 合	1
日 本 脳 炎	1
子 宮 頸 が ん	1
イ ン フ ル エ ン ザ	1
計	24

注1：令和4年12月末現在

注2：3種混合は、ジフテリア・百日咳・破傷風

注3：4種混合は、ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ

(2) 申請状況

(単位：件)

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
申 請 件 数 (ワクチン種類)	1 (BCG)	1 (日本脳炎)	0	1 (インフル エンザ)	0

注：令和4年度は12月末現在

13 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う国の対応方針

区 分		対 応 方 針
医 療 提 供 体 制	基 本 的 な 考 え 方	入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行する。
	外 来	広く一般的な医療機関での対応を目指し、対応医療機関数の維持・拡大を促す。
	入 院	- 入院措置・勧告は適用されない。 - 全病院で対応することを目指し、重点医療機関等以外で受入れ経験がある医療機関に対して、新たな軽症・中等症Ⅰ患者の受入れを積極的に促す。 - 受入れ経験がない医療機関に受入れを促す。 - 病床確保料について、補助単価・休止病床の範囲の見直しを行い、9月末までを目途とした措置とする。 - 入院調整について、原則、医療機関相互による調整への移行を促す。
自 宅 療 養 者 へ の 対 応		発熱時等の受診相談機能や陽性者の体調急変時の相談機能を継続する。
高 齢 者 施 設 等 における 対 応		入院が必要な高齢者は、適切かつ確実に施設から入院できる体制を確保しつつ、施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保、従事者への集中的検査の実施等の各種の政策・措置は、当面継続する。
患 者 等 に対する 公 費 支 援 の 取 扱 い		- 新型コロナウイルス感染症治療薬の費用の公費支援について、まずは9月末まで措置する。 - 上記以外の外来医療費、検査費の自己負担分の公費支援については終了する。 - 入院医療費については、医療費や食事代の負担を求める一方、まずは9月末まで、高額療養費制度の自己負担限度額から最大2万円を減額する措置を講ずる。
宿 泊 療 養 施 設		隔離のための宿泊療養施設は終了する。
サ ー ベ イ ラ ン ス		感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行する。

注：新型コロナウイルス感染症対策本部令和5年1月27日決定「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」及び令和5年3月10日決定「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」を基に本市作成

14 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う本市事業の見通し

区 分	5 類 移 行 後 の 想 定	備 考
医 療 費 の 公 費 負 担	廃止	—
P C R 検 査 費 の 公 費 負 担 等	縮小	医療機関での検査費用の公費負担は廃止、高齢者施設等への検査は継続
検 体 搬 送 体 制 の 確 保	継続	ゲノムサーベイランスは継続
患 者 移 送 体 制 の 確 保	廃止	—
自 宅 療 養 者 等 配 食 サ ー ビ ス 事 業	廃止	—
自 宅 療 養 者 等 へ の 医 療 提 供 事 業	検討中	県事業 県の方針を踏まえ精査
重 点 ・ 協 力 医 療 機 関 等 へ の 支 援	検討中	市独自事業 国の具体的方針を踏まえ精査
救 急 医 療 に お け る 患 者 受 入 体 制 の 確 保	検討中	市独自事業 国の具体的方針を踏まえ精査
休 日 急 病 診 療 所 等 へ の 運 営 助 成 の 増 額	検討中	市独自事業 国の具体的方針を踏まえ精査
民 間 病 院 経 営 維 持 資 金 貸 付 金	検討中	県事業 県の方針を踏まえ精査
短期入所生活介護等事業所 への退院患者の受入支援	検討中	市独自事業 国の具体的方針を踏まえ精査
愛知県医療従事者応援金 に 対 す る 負 担 金	検討中	県事業 県の方針を踏まえ精査
専 用 病 床 の 運 営 負 担 金	継続	市独自事業
健 康 フ ォ ロ ー ア ッ プ 体 制 の 確 保	縮小	受診・相談センターは継続、 陽性者登録センターは廃止
積 極 的 疫 学 調 査 ・ 健 康 観 察 体 制 の 確 保 等	縮小	一部の本部機能を残して、保健 センターによる健康観察体制や 宿泊療養施設入所調整機能等は 廃止

注：令和5年3月10日時点で国から示されている方針を基に作成

15 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査の概要及び本市における変遷

(1) 概要

目 的		感染症患者の感染源を特定するとともに、濃厚接触者の行動制限等により感染症の封じ込めを図る。
根 拠		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条（医師の届出）及び第15条（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）
対 象		患者（確定例）及び濃厚接触者
調 査 項 目	基 本 情 報 ・ 等 臨 床 情 報 収 集	氏名、居住地、職業、本人以外の連絡先、基礎疾患、妊娠、喫煙、身長・体重（BMI）、探知の経過、診断年月日、発病年月日、ワクチン接種歴、臨床経過等の必要な情報を収集
	発 症 前 の 行 動 調 査	感染源を推定するために発症前14日間を目安に実施
	患 者（確 定 例） の濃厚接触者の探索 のための行動調査	原則として発症2日前（無症状者の場合は検査陽性となる検体採取の2日前）から入院、宿泊療養又は自宅療養の開始までの期間を対象として実施
	濃 厚 接 触 者 の 検 査 ・ 健 康 観 察	濃厚接触者に対しては、すみやかに陽性者を発見する観点から、全てを対象として検査を実施 検査結果が陰性であった場合であっても、最終接触日から14日間は自宅や施設等待機などの周囲への感染伝播のリスクを低減させる対策をとるよう要請したうえで健康観察を実施

注：国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和3年11月29日版）」を基に作成

(2) 本市における変遷

日 付	内 容
令和2年 2月中旬	濃厚接触者の探索のための患者の行動調査に関し、「発病した日以降」という当時の国の基準に加えて、本市独自に「発症日の2日前以降」に拡大した調査を実施
令和4年 1月14日	陽性者の発症前の行動調査を原則14日間から明らかな感染源に突き当たるまで（最大7日間）に重点化
1月19日	濃厚接触者の特定対象を同居者及び医療施設、福祉施設、幼稚園・保育園、学校等ハイリスク集団のみに重点化
1月24日	発症前の行動調査の対象を高齢者施設、障害者施設に関するもののみに重点化
2月 4日	基礎疾患のない50歳未満の方で無症状者及び軽症者に対する健康観察を、自身による健康観察を基本とする内容へ見直し
5月10日	国の方針変更に則って、陽性者への定期的な健康観察を重点観察対象者（65歳以上、40～64歳未満で重症化リスクが複数ある、妊婦等）に限定
7月22日	重点観察対象者（65歳以上、40～64歳未満で重症化リスクが複数ある、妊婦等）以外への健康観察等の案内を、SMSによるメッセージ配信のみへ変更
9月26日	国の全数届出の見直しに伴い、積極的疫学調査の対象を、発生届の対象者（65歳以上、重症化リスクがあり新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要、入院を要する、妊婦）に限定

